

令和7年度 神奈川県障害者就労施設等からの 物品等の調達の推進に関する方針

令和7年8月13日作成

1 趣旨

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障がい者等の自立の促進に資するため、県が行う物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に際し、障害者就労施設等からの調達を推進するための方針を定めるものとする。

2 物品等の調達における基本的な考え方

(1) 物品等の調達に当たっては、当該契約が神奈川県財務規則第50条（企業庁においては神奈川県公営企業財務規程第157条）の規定により随意契約によることができる場合には、障害者就労施設等から優先的・積極的な調達に努める。

特に、令和7年度からは、随意契約によることができる基準額が引き上げられたことから、障害者就労施設等からのより積極的な優先調達の推進に努める。

(2) 調達要件、評価の方法、契約の手続等を定める際には、障害者就労施設等が、その特性により調達から不当に排除されないようにする等、競争への参加の機会の確保に努める。

(3) 障害者就労施設等から物品等を調達するときは、これまで調達実績のある物品等だけでなく、実績のない物品等の調達にも努める。

3 調達目標

随意契約によることができる基準額が引き上げられたことにより、優先調達の拡大が期待できること、また、文書の電子化業務等の需要は、令和6年度と同程度と見込めることから、今年度の目標額は、前年度目標額60,000千円増の250,000千円とする。

今年度の目標額（随意契約）	250,000千円	〔	前年度目標額	190,000千円
	（前年比32%増）		前年度実績額	234,114千円

4 適用機関

政策局、総務局、くらし安全防災局、文化スポーツ観光局、環境農政局、福祉子どもみらい局、健康医療局、産業労働局、県土整備局、会計局、地域県政総合センター、企業庁、議会局、教育局、人事委員会事務局、監査事務局、労働委員会事務局、選挙管理委員会事務局、収用委員会事務局、海区漁業調整委員会事務局、内水面漁場管理委員会事務局及び警察本部

5 対象施設及び対象物品等

(1) 次に掲げる障害福祉サービス事業所等が提供する物品及び役務

- ア 障害者支援施設
- イ 地域活動支援センター
- ウ 障害福祉サービス事業（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）を行う施設
- エ 小規模作業所
- オ これらに準ずる者として知事の認定を受けた者

(2) 次に掲げる企業等が提供する物品及び役務

- ア 特例子会社
- イ 重度障害者多数雇用事業所
- ウ 在宅就業障害者
- エ 在宅就業支援団体

(3) 次に掲げる障害者雇用企業が提供する物品及び役務（県独自の取組）

- ア 障害者雇用率4.0%以上の企業
- イ かながわ障害者雇用優良企業
- ウ もにす企業（厚生労働省が認定した障害者の雇用の促進及び雇用の安定に関する取組の実施状況などが優良な中小事業主）

※ 県として目標額及び実績額を取りまとめる際は、(1)から(3)までを対象とするが、障害者優先調達推進法に基づく国への報告においては、(3)は対象とならない。

6 目標達成に向けた取組

(1) 全庁的な取組

「調達推奨品目制度」及び「優先調達の検討状況を確認する仕組」に基づいて取組を進め、優先調達で調達可能な物品等がある所属は、必ず調達実績を出すことにより、調達実績のある所属数及び調達実績額の増加に努める。

(2) 福祉子どもみらい局、産業労働局及び会計局の取組

- ア 上記5に掲げる対象施設及び対象物品等に係る情報について、積極的に庁内に情報提供する。
- イ 優先調達に係る随意契約の手續や制度改正の内容等について、研修や庁内会議等において、積極的に周知を図る。
- ウ 庁内の取組の拡大を図るため、優先調達の事例紹介等を行う。

7 その他

- (1) 調達実績については、当該年度終了後、遅滞なく取りまとめ、公表する。
- (2) その他必要な事項については、別に定めるところによる。